

19世紀末～20世紀初頭のドイツにおける フィランソロピーと都市建設 ——フランクフルト・アム・マインの公共慈善財団を事例として——

馬 場 哲

はじめに

慈善団体は中世以来ヨーロッパの都市における慈善・救済の重要な担い手であったが、その財政的基礎は基金、寄付および寄進や購入によって獲得した土地からの収入であった。慈善団体の活動は、19世紀に公的救済が登場した後もそれと連携しながら一定の役割を果たし続け、ドイツではその広大な土地所有が新たな意義をもつことになった。19世紀以降の都市化の進展とともに人口が増大して衛生問題、住宅問題などの都市問題が新たに発生し、そうした諸問題に対処する都市行政の性格転換と並んで近代都市に相応しい様々な施設やインフラ整備のための用地を確保することが必要となったからである。

ドイツの諸都市ではもともと市有地の割合が高く、「都市土地政策」という形で土地の合理的な管理が実施されてこの問題への対応がなされた。土地政策は、国際的にも注目された都市政策であったが、もうひとつドイツの多くの都市に共通する特徴として、この都市土地政策に慈善団体ないし財団が深く関わっていたことを指摘できる。第1表は1900年ないし1900/1901年におけるドイツの主要都市における市有地と財団所有地の面積を示したものである。ベルリン、ハンブルク、ハノーファー、ドルトムントの財団所有地は僅かであるのに対して、アウクスブルク、ケルンでは市有地を上回る財団所有地がとくに市域外に存在したことが確認される。筆者はドイツのなかでもウルムと並び積極

的な土地政策を展開したフランクフルト・アム・マイン（以下、フランクフルトと略記）について事例研究を行ったが、¹⁾ この表からフランクフルトでは市有地も財団所有地も上位に位置していることが分かる。

言うまでもなく財団の本来の活動領域は慈善・社会福祉、つまりフィランソロピーであり、土地をはじめとするその財産はそうした活動を実施するための原資であった。しかし、フランクフルトでは、19世紀の都市化の進展と都市行政の転換のなかで市当局が財団に対する監督を強化して財団の財産を市の発展のために活用しようとし、財団所有地が市による住宅地、中央駅、飛行場、工場用地などに役立てられた。財団側も、自律性を失ったとはいえ市当局の意向もあって土地購入を続け、財団所有地は19世紀末～20世紀初頭にも拡大した。そこで本稿では、フランクフルトにおける中世以降の財団、とりわけ公共慈善財団（*öffentliche milde Stiftungen*）の成立と市当局との関係の変遷を辿ったうえで、当該期の都市土地政策や都市建設と財団の関係を明らかにしたい。

1) 馬場哲 (2009)。

1. フランクフルトにおける公共慈善財団の成立

フランクフルトでも、他の多くのヨーロッパ都市と同様に、慈善・救済施設の起源は中世にまで遡ることができる。ヴァイスフラウエン修道院（*Weiβfrauenkloster*）は1227年ないし

第1表 ドイツ諸都市における市有地と財団所有地 (1900 or 1900/1901年)

(単位: ha)

	市有地			財団所有地		
	市域内	市域外	合計	市域内	市域外	合計
アーヘン	1,499	71	1,570	127	1,011	1,138
アウクスブルク	981	134	1,115	11	3,352	3,363
ベルリン	582	14,166	14,748	9	0.3	9.3
ブレスラウ	705	4,431	5,136	32	1,317	1,349
ケルン	584	2	586	1,005	2,403	3,408
ダンツィヒ	208	2,828	3,036	26	224	250
ドルトムント	334	1,206	1,540	64	34	98
フランクフルト	4,151	283	4,434	789	1,097	1,886
ゲルリッツ	145	30,793	30,938	20	3,609	3,629
ハンブルク	2,461	2,914	5,375	104	25	129
ハノーファー	1,487	690	2,177	17	37	54
ライプツィヒ	1,840	1,562	3,402	228	493	721
マゲデブルク	1,362	1,316	2,678	288	305	593
ミュンヒェン	1,560	1,955	3,515	17	794	811
ニュルンベルク	439	48	487	26	471	497
シュトラースブルク	481	2,163	2,644	12	1,052	1,064
	18,819	64,562	83,381	2,775	16,224.3	18,999.3

出典: Statistik deutscher Städte, Bd.11, 1903, S.14.

注(1) ベルリンの数字は1901年の数字 Bd.12, 1904, S.15による。

(2) ウルムの数字はドイツ都市統計に記載されていないが、Wagner (1903), S.71-2 によれば、1891年の所有地は市域外1,181.92 ha、市域内665.11 haの合計1,847.03 haであり、1902/1903年度までにさらに249.17 ha所有地は拡大した。しかし、「市および財団所有地」として一括されており、一体化していたことが分かる。

1228年にフランクフルト市民によって、ザンクト・カタリーネン修道院 (St. Katharinenkloster) はヴィッカー・フロッシュによって1353年に設立された。両修道院の目的は身寄りのない女性 (寡婦とその子女) の世話であり、その財産は寄進された土地からの賃貸料 (Pacht) であったが、財政的基盤はザンクト・カタリーネン修道院のほうが良好であった。²⁾ また、13世紀初頭には貧民・病者や禄を購入した市民のための聖霊施療院 (Heiliggeistspital) とレプラ施療院 (いわゆるグートロイトホーフ) も存在しており、施設内救貧の中心的存在であると同時に、ペスト患者収容所、養老院、外来者宿泊所、孤児院、産院、精神病院、刑務所などの機能を併せもっていた。³⁾

16世紀にフランクフルトも宗教改革を経験したが、⁴⁾ それに伴い一般慈善金庫 (Der Allgemeine Almosenkasten) が1531年に設立された。中世末以来市の管理下にあった聖霊施療院に限られた貧民と病人の世話に集中したの

に対して、一般慈善金庫はフランクフルトおよびザクセンハウゼンに住む「在宅貧民 (Hausarmen)」の支援を主要な任務とした。その組織は、プロテスタントの社会扶助に共通する原則に沿うものであった。ひとつは、財源・管理・慈善の公的集中化であり、6人の管理人 (Pfleger) は市参事会の管理のもとに置かれた。財源の基礎となったのは15世紀以来のザンクト・ニコライ教会の土地や地代収入であったが、他の慈善財団や1529年に世俗化した跣足修道院 (Barfüßerkloster) の資金や設立後に寄贈された市民の遺産や寄付金がこれに加わった。もうひとつの原則は困窮者の個別の必要に応じた扶助の個人化であり、その仕事は、毎週のパン・貨幣、毎年の衣服・靴・燃料の在宅貧民への支給、無差別の病人看護、孤児・レプラ患者・精神疾患患者の世話、婚資・奨学金の供与、少額の貸付けなど多岐にわたった。ヤーンズによれば、「総じてフランクフルトの一般慈善金庫は、都市社会政策の有効な手段に発展し

ただけでなく、『都市内外の重要な経済的要因、すなわち雇用主、消費者、土地所有者および信用供与者としての機能』を果たした。⁵⁾

宗教改革に際して、ザンクト・カタリーネ修道院は1533年にルター派となり(reformiert)、1543年に世俗化(säkularisiert)された。ヴァイスフラウエン修道院も1542年にルター派となり、1548年頃に世俗化された。これに伴い参事会は修道院の財産管理を監督するようになったが、両修道院は独自の財産をもつ法人としての地位をその後も維持した。⁶⁾ フランクフルトは、30年戦争に際して1630年代にスウェーデン軍の進駐やペストの流行から大きな打撃を受けた。両修道院も家畜の略奪や収入の減少に苦しんだが、戦争後再出発し、老若の女性の世話だけでなく、一般慈善金庫への支援、孤児の世話、在宅貧民への慈善などの活動範囲の拡大や他の救貧施設との連携といった新たな活動にも関わるようになった。⁷⁾ さらに、それまで一般慈善金庫の任務であった孤児の世話を専門に担当する施設として、フランクフルトのルター派教会主任牧師で敬虔主義者としても名高いP・J・シュペーナーによって孤児院(Waisenhaus)が1679年に設立された。孤児院は救貧院と労役所(毛織物製造所)を併設しており、収容者は子供を含めて就労の義務を負っていた。⁸⁾

18世紀末のフランス革命からナポレオン戦争を経てフランクフルトは帝国都市からカール・フォン・ダルベルクの支配下(1806年侯国、1810年大公国)に入ったが、財団にとってもこの時期は大きな変動期であった。ダルベルクは統治を開始するに際して救貧を国家行政の課題として要求し、財団の財産は保証したがその収益を救貧目的に用いようとした。また、1807年に枢密顧問官カール・フォン・エーベルシュタイン男爵は大公に対して、フランクフルトの慈善財団が相互の調整を欠いたまま並存している乞食がいることを批判した。こうしてエーベルシュタインを委員長とする救貧委員会

(Armenkommission)が救貧行政改革に着手し、①一般救貧制度の集中化、②ザンクト・カタリーネ修道院とヴァイスフラウエン修道院の統合、③修道女の共同生活から年金支払いへの移行を提言し、1809年7月1日には一般慈善金庫をはじめとする財団の委員会に、代表を送り毎月贖金を行うことを求めた。⁹⁾

これを受けてフォン・ダルベルクは1810年7月28日にフランクフルト最初の一般財団条例を發布した。その主な内容は以下の通りである。①財団が日常業務のために基礎財産に手をつけることを禁止し、新設の中央救貧委員会(General-Armen-Kommission)に年間剰余金を納めるべきとし、たとえば1811年にザンクト・カタリーネ修道院は1,400グルデン、ヴァイスフラウエン修道院は350グルデンを納入した。②市参事会(Senat)は財団への上級監督権を保持し、各財団の管理局に代って5人のメンバーからなる管理委員会(Verwaltungskommission)が設置された。③個々の財団に対しても以下のような指示が出された。すなわち、孤児院は救貧院・労役所から分離されて子供の教育・保護の機能が前面に出るようになった。聖霊施療院は建物の新設を求められた。両修道院は先の提言にもかかわらずこのときには統合されなかったが、共同生活から年金支払いへの移行が命令され1811年から実施された。両修道院はそれぞれ13人の修道女を世話しており、ザンクト・カタリーネ修道院は550グルデン、ヴァイスフラウエン修道院は400グルデンの年金を与えるようになり、使用されなくなった建物は売却されたり、学校に転用されたりした。¹⁰⁾

1815年のウィーン会議でフランクフルトはふたたび独立を獲得し自由都市になった。その際1810年財団条例と管理委員会は存続したが、市参事会は中央救貧委員会を廃止して慈善財団監督のための代理人を任命した。また、1816年11月に市参事会は市民の寄付により養老院(Versorgungshaus)を設立して翌年3月に発足した。その任務は当初は他の施設では世話を受

けていない、年老いて衰弱した人々に仕事や食事を提供することであったが、後に施設に収容することが主要な任務となり1827年には120人の入居者がいた。ザンクト・カタリーネン修道院は30人の男性の世話を条件に養老院に年4,000グルデンを支払ったが、養老院にとって重要だったのは、銀行業者H・ミュリウス、およびとりわけL・F・W・フォン・ヴィーゼンヒュッテン男爵からの寄付と遺贈であった。¹¹⁾

両修道院の統合は先送りとなったが、1817年に養老院の管理局メンバーであるJ・M・シュタルクが、同じ婦女子の世話を目的とする両修道院の統合が管理費節約のためにも必要と提案し、1820年に実現した。しかし、上記のような年金額の格差が縮小されたとはいえ残ったため金庫は1877年まで分離したままであった。¹²⁾ また、統合に伴い多くの建物が売却・転用され、1854年には統合施設の管理局は、ヴァイスフラウエン教会とザンクト・カタリーネン教会の所有権を市に移譲した。¹³⁾

1833年に発布された一般財団条例は以下のような特徴をもっていた。第一に、「公共慈善財団」という名称がはじめて採用された。第二に、フォン・ダルベルク侯時代に集中化された後ふたたび分散化していたフランクフルトの救貧制度をその方向で固定化した。第1条は、6大慈善財団の活動をまとめている。①一般慈善金庫：貧しい市民、居留民、その他の居住者の支援；②聖霊施療院：施設の内外での病者の世話；③孤児院：孤児の世話；④ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン修道院：ルター派の困窮する市民の寡婦と子女の支援；⑤養老院：食事と施設内居住のための老人の受入れおよび昼間の老人の雇用と給食；⑥精神疾患患者・レプラ患者収容施設：これらの患者の受入れと世話、がそれである。第三に、財団側の要望に沿って市参事会は管理委員会を廃止し、旧来の管理局をふたたび設置した。しかし、財団は独立の法人格をもっていると財団側は考えていたのに対して、財団は都市の財産であると都市側は解釈していた。そして1866年のプロイ

セン併合以後公共慈善財団の独立性は脅かされることになった。¹⁴⁾

- 2) F. Bothe (1950), S.7; T. Bauer (2003), S.9, 14, 20–22, 26.
- 3) E. Orth (1991), S.43; K. Bund (1991), S.126. 聖霊施療院は1267年に設立されたという説 (Stadtbund (1901), S.82) があり、財団ホームページ (URLは後掲) もこれに従っている。これに対してR・コッホは、聖霊施療院長が1273年の文書に封鎖していると述べるにとどめている (R. Koch (2004), S.5).
- 4) 小倉欣一 (2007), 第9章, を参照.
- 5) H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S. III; S. Jahns (1991), S.180–182; T. Bauer (2003), S.30.
- 6) T. Bauer (2003), S.31–33.
- 7) T. Bauer (2003), S.35–37.
- 8) A. Schindling (1991), S.258; T. Bauer (2004), S. 14–15.
- 9) H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S.64–65; F. Bothe (1950), S.101; T. Bauer (2003), S.44–45; H.-O. Schembs (1981), S.115–116.
- 10) V. Steinhort (1903), S.6; F. Bothe (1950), S.104; H.-O. Schembs (1981), S.116; A. Schindling (1991), S.258, 311; T. Bauer (2003), S.45–46.
- 11) F. Bothe (1950), S.110; T. Bauer (2003), S.46–48.
- 12) 年金の額はザンクト・カタリーネン修道院では500グルデンに減額されたのに対して、ヴァイスフラウエン修道院では500グルデンに増額された (F. Bothe (1950), S.114, 116).
- 13) F. Bothe (1950), S.111, 132; T. Bauer (2003), S.48–50. 受給者数は1845年にはザンクト・カタリーネン修道院24名、ヴァイスフラウエン修道院17名にまで増加した.
- 14) C. Sartorius (1899), S.25, 39–42; F. Bothe (1950), S.128–129, 135–136; H. K. Weitensteiner (1976), S.36–37; H.-O. Schembs (1981), S.130; T. Bauer (2003), S.50–52. 市はこの条例に基づく1833年12月9日の法律によって困窮者の支援義務を原則として拒否したが、財団に対して富裕な

市民の寄付と並んで財団に対する財政的支援は行っており、1847年の市の支出の5.4%は救貧のために使われていた。

2. フランクフルトのプロイセン編入と公共慈善財団

普墺戦争に際して親嶼的とみなされたフランクフルトは1866年にプロイセンに併合された。¹⁵⁾ 1870年6月6日のライヒ扶助籍法は、都市自治体に居住者の扶助を義務づけたが、それまでフランクフルトでは救貧は民間の慈善団体と財団の仕事とみなされていたため、市当局にとってこれは新しい事態であった。これをきっかけとしてフランクフルトへの移住者が増大しはじめ、人口も1867年の75,000人から1875年の103,000人、1884年の154,000人へと急激に増大したが、財団の扶助対象者は市民権をもつ者に限られていたので、1869年11月12日の規約により、移住者の扶助が必要な場合には公的救貧に委ねられた。しかし資金は限られており(1870年に7,900グルデン)、組織もノウハウもたない市の警察部(Polizeisektion)による救貧活動は質的にも量的にも財団の活動と比べて見劣りするものであった。これに対して市参事会は、財団の救貧を妨害したり財団の資金を一般目的のために使用したりしたが、1833年12月9日の財団条例を根拠として市当局の干渉を拒否する財団側の激しい抵抗にあった。そして1869年2月26日の協定では財団の管理権が認められたものの、1873年4月9日のプロイセン法で1833年財団条例が無効となり、1875年10月5日および13日の新しい財団条例により財団に対する都市当局の監督権が明記されることになった。但し、財団の財産管理は引き続き管理局(Pflegamt)が担当し、そのメンバーはキリスト教徒に限られ、市議会議員も1名までとされた。扶助対象についても、市議会はユダヤ教徒も含めることを求めたが、管理局はキリスト教徒の市民のみが権利をもつという従来の原則を維持した。¹⁶⁾

1880年に警察部長で市参事会員のホルトホーフが、財団の資金をこれまで以上に市の増大する救貧費用のために使用することを企てると、同年第2代上級市長に就任したJ・ミクヴェルはこの考えを受け入れ、救貧・慈善行政そのものの再編に着手した。そして1883年1月26日に新たな救貧条例(Armenordnung)を発布するとともに、プロイセン扶助籍法を採用した。救貧条例は、救貧局(Armenamt)を新設してフランクフルトにエルバーフェルト制度を導入したが、財団との関係で言えば、それは周辺農村から人口流入による救貧負担の増大および民間慈善団体の活動と市の救貧行政の連携の悪さへの対応として、都市救貧の枠内に公共慈善財団を組み込むことを意味するものであった。確かに財団の財産管理は引き続き管理局に委ねられたが、財団の施設は公法的性格をもつとみなされ、財団の一定の余剰金を市の救貧委員会(Armenkommission)に納めることが定められた。¹⁷⁾

財団側は独立性を制限されるとしてこうした動きに抵抗したが、F・アディケスが第3代上級市長に就任すると当局の介入はさらに強まった。ミクヴェル時代には初代上級市長ムムの放漫財政への反動で財政緊縮政策が基調となっていたが、アディケスは積極的な都市政策を展開した。合併政策、住宅政策、土地政策などを効果的に実施するためには広大な土地が必要であり、財団が所有する土地は市有地と並んできわめて重要な意味をもっていたからである。¹⁸⁾ すなわち市参事会の任命により、市参事会員3名と市議会議員3名からなる「財団委員会(Stiftungs-Deputation)」が1898年1月14日に、財団管理局の不動産取引を検査し、財団の財産管理に関する市当局の決議を準備することを任務として設置された。そして市参事会は、1898年5月24日の市議会で、土地の売買に際して市と財団管理局がより緊密に協力できるように、当時施行されていた1875年10月と1892年5月の財団条例の補充と修正を提案したのである。とりわけその第6条の修正が問題であ

り、従来財団の管理局メンバーには市議会議員1名までしか認められず、市参事会員や有給の官吏は管理局メンバーになれなかったのに対して、アディケスは市参事会員を送り込むことを企てた。財団側は独立性への干渉と受け止め抵抗したが、1899年12月29日にプロイセン政府によって「一般財団条例」が認可された。その6条では、市参事会員は財団管理局のメンバーないし長になることが可能になり、他のすべてのメンバーも市議会によって選出されることになった。さらに新たに付け加えられた10条aでは、公共慈善財団の土地取引・管理に、市は細かい指示を出すことができるようになり、市の財団への影響力は格段に大きくなった。¹⁹⁾

15) W. Forstmann (1991), S.349-361.

16) H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S.74-75; F. Bothe (1950), S.125-132; H. K. Weitensteiner (1976), S.32-33; H.-O. Schembs (1981), S.137; B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.94-95.

17) H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S.75-77, 79; F. Bothe (1950), S.135-137; H. K. Weitensteiner (1976), S.39, 40-44; W. Forstmann (1991), S.413-414; T. Bauer (2003), S.60-62; 北村陽子 (1999), 79-81頁。総支出に占める救貧支出の比率を見る限り1883/84年の8.79%から1889/90年の6.75%へと低下した(H. K. Weitensteiner (1976), S.44)。

18) 馬場哲 (2004)。

19) Magistratsbericht, 1897/98, S.VIII; 1898/99, S.VIII; L.Vogel (1934), S.36; H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S.79-81; F. Bothe (1950), S.142-148; B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.95; T. Bauer (2003), S.67-68。聖霊施療院、孤児院、養老院が鑑定を依頼したマールブルク大学教授C・ザルトリウスは、結論として「草案の諸規定は財団の歴史的・私法的に根拠づけられた独立性の地位を無にするものであり、そのことによって権利の法的な留保と矛盾する」と述べている(C. Sartorius (1899), S.66)。

3. 自治体土地政策と公共慈善財団

冒頭でも触れたように、19世紀とくに後半以降ドイツでは工業化の進展を前提として都市化が進み、都市行政の転換、都市インフラの整備、市域の拡大などの大きな変化が生じた。フランクフルトにおいても人口は1871年の89,700人から1910年の414,576人へと4.6倍になり、市域面積も1870年の7,005 haから1910年の13,477 haへと1.9倍へと拡大し、この傾向は第一次大戦後も続いた。²⁰⁾ こうした都市発展のなかで住宅、道路、緑地、学校、病院その他の公共施設の建設のために広大な土地が必要とされた。²¹⁾ 別稿で詳しく述べたように、1825年以來市有地と建物を管理していたのは市有財産局(Stadtkämmerei)であり、プロイセン領になって以後は歴代の上級市長が不要な土地を売却して上記の目的のために必要な土地を取得する資金を調達しようとし、とくにアディケスの時代(1891~1912年)には「都市土地政策」が実施され、「道路新設金庫」と「市有地特別金庫」を新たに設置して土地の売買、未建設地の管理と利用(賃貸、地上権設定)、市有林管理などの業務を遂行し、市有地面積を1894年の3,996.77 haから1913年の6,370.19 haへと約60%増大させた。但しここで注意したいのは、既存の市有地がそのまま都市建設に活用できたわけではないことである。もちろん市有地は役所、学校、病院などの公共施設、交通施設、上下水道施設、公園、墓地の用地、さらに道路用地として利用されたが、フランクフルトでは土地所有が極端に分裂しており、それを買い集めて統合して売却し、その収入で別の土地を購入するという迂回路を取らざるをえないことも多かった。事実、市による土地購入の目的として「道路開削」や建築線指定のためのものと並んで「市有地の統合・拡大・一元化」が大きな位置を占めていたのである。²²⁾

さらに重要なのは、財団の所有地が市有地とは一応区別されるものの、私有地とも違うカテゴリーを構成していたことである。そのこと

は、市有地の統合・拡大・一円化が購入の目的とされる場合、市有地だけでなく財団所有地が近接していることもその理由とされていることから分かる。たとえば、1901年8月3日付けの文書で、市有財産局はボルンハイム市区とプロインゲスハイム市区に位置するヘンス夫妻所有の約19aの土地の購入を市参事会に提案しているが、その理由は、この地所が市有地と聖霊施療院の所有地に三方を囲まれておりその購入が市にとって望ましいことに求められている。²³⁾ 同年9月23日付けの同様の文書でも、ボルンハイム市区に所在するフィリップ・ヨッケルの所有地約19aの購入が、この地所が市有地とザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団の地所によって囲まれていることを理由として提案されている。²⁴⁾ 1909年7月24日付けの市有財産局の文書でも、クーヴァルトの西側に位置する約4 haの地所の購入を提案する理由として、この地区では市有地と財団所有地の間に不利な形で細長い土地が入り込んでおり、将来道路となることが予想される建築線としばしば交差するので、この地区の開発のためには市有地とすることが望ましいと指摘されており、²⁵⁾ 同年10月1日の文書でもフランクフルト市内のヘンスの所有するザールベルク＝アレーの北側の地所(約11a)が売りに出されているが、この地所が市有地と財団所有地の間のラーツヴェークの東側に位置し、大部分は将来街路になるので市有地にしておくことが望ましいという理由で購入が提案されている。²⁶⁾ 財団所有地が、市有地に準ずるものとして市の土地政策、住宅政策、都市計画などに利用できるものと認識されていたことは明らかであろう。

公共慈善財団の所有地が市にとってそれ以上に重要な意味をもったのは、財団が宗教改革期以降教会や修道院に寄進された多くのまとまった地所を所有しており、それをそのままあるいは購入して市有地として利用することが都市建設の遂行にとって必要と考えられたからである。アディケスが財団への管理を強めた背景にはこうした事情があったのである。しかし、ア

ディケスは、財団所有地を利用するだけでなく、財団に、土地の売却によって獲得した資金をふたたび土地購入に用いることを促した。これに対して財団側は、抵当権や有価証券よりも収益率が低かったため土地取引を好まなかったが、アディケスは彼の計画的かつ大規模な土地政策に財団を引き込もうとした。²⁷⁾ たとえば、ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団は、アディケスの指示で、東部郊外のビショッフスハイムとデルニヒハイムの未開発地を獲得し、それは1909年の同財団の所有地609 ha(21自治体)のうち67 haを占めていた。²⁸⁾

20) 馬場哲(2000), 25頁。

21) B. Müller und H.-O. Schembs(2006), S.89.

22) 馬場哲(2009), 7-11, 18-19頁。

23) ISG, MA, U745/III, Bl.101-102.

24) ISG, MA, U745/III, Bl.113-114.

25) ISG, MA, U745/VIII, Bl.39-41.

26) ISG, MA, U745/VIII, Bl.91-92.

27) B. Müller und H.-O. Schembs(2006), S.89; H.-O. Schembs(1981), S.144, 146; F. Lerner, L. Krämer und H. Lohne(1989), S.210; T. Bauer(2004), S.56.

28) T. Bauer(2003), S.69-70.

4. 公共慈善財団の土地所有の推移と土地取引

1875年11月のフランクフルト公報(Frankfurter Communalblatt)に掲載された13大私的土地所有者のランキングは以下の通りであった。

1. 聖霊施療院1,500モルゲン;
2. ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団1,400モルゲン;
3. ヘッセン・ルートヴィヒス鉄道会社1,200モルゲン;
4. ベートマン家の世襲財産900モルゲン;
5. クヴィストルプ社900モルゲン;
6. アリス・フォン・ロートシルト700モルゲン;
7. ギュンダーローデ家の世襲財産550モルゲン;
8. 孤児院400モルゲン;
9. ホルツハウゼン家の世襲財産200モル

ゲン；10. マイヤー・カール・フォン・ロートシルト伯爵175モルゲン；11. 農業経営者H・P・フライアイゼン175モルゲン；12. 旧シュトラレーンベルク世襲領 145モルゲン；13. 養老院 120モルゲン。²⁹⁾

ヘッセン・ルートヴィヒ鉄道会社が3位に入っているが、それ以外は貴族の世襲財産と財団が殆どを占め、とくに1位と2位を公共慈善財団が占めていることが目を引く。しかも、この時点では孤児院は8位であるが、それは2年前の1873年に約1,200モルゲンをヘッセン・ルートヴィヒ鉄道会社に売却した直後だったからであり、売却前には約2,000モルゲンでトップに立ち、上位3位まで財団が占めていたことになる。すでに3,000 ha (=15,000モルゲン)を超える広大な市有林をもっていた市が最大の土地所有者ではあったが、財団の土地がその位置、大きさ、形状によっては都市建設を進めるうえで重要な意味をもったことは間違いない。財団側は都市当局による介入の強化に抵抗したものの、土地取引から大きな利益を得ることができ、後に1923年のインフレーションや1948年の通貨改革を乗り切るうえでも役立つ

た。³⁰⁾

以下、第2表に基づいて6大財団のうち精神疾患・レプラ病患者収容施設を除く5財団の世紀転換期における主な活動および土地所有面積と評価額の推移を見ておこう。

(1) 孤児院 (Waisenhaus)

孤児院は、1810年にフォン・ダルベルクの改革によって救貧院・労役所から分離され、子供の教育・保護の機能が前面に出るようになった。³¹⁾ 19世紀後半に入ると孤児院施設の廃止が検討されるようになり、1867年以降預かった子供たちを信頼できる家庭で養育させる形を取るようになったが、財団が養育した子供の数は徐々に増えて400人に達し、有能な子供には初等教育だけでなく技術・高等教育も受けさせた。³²⁾

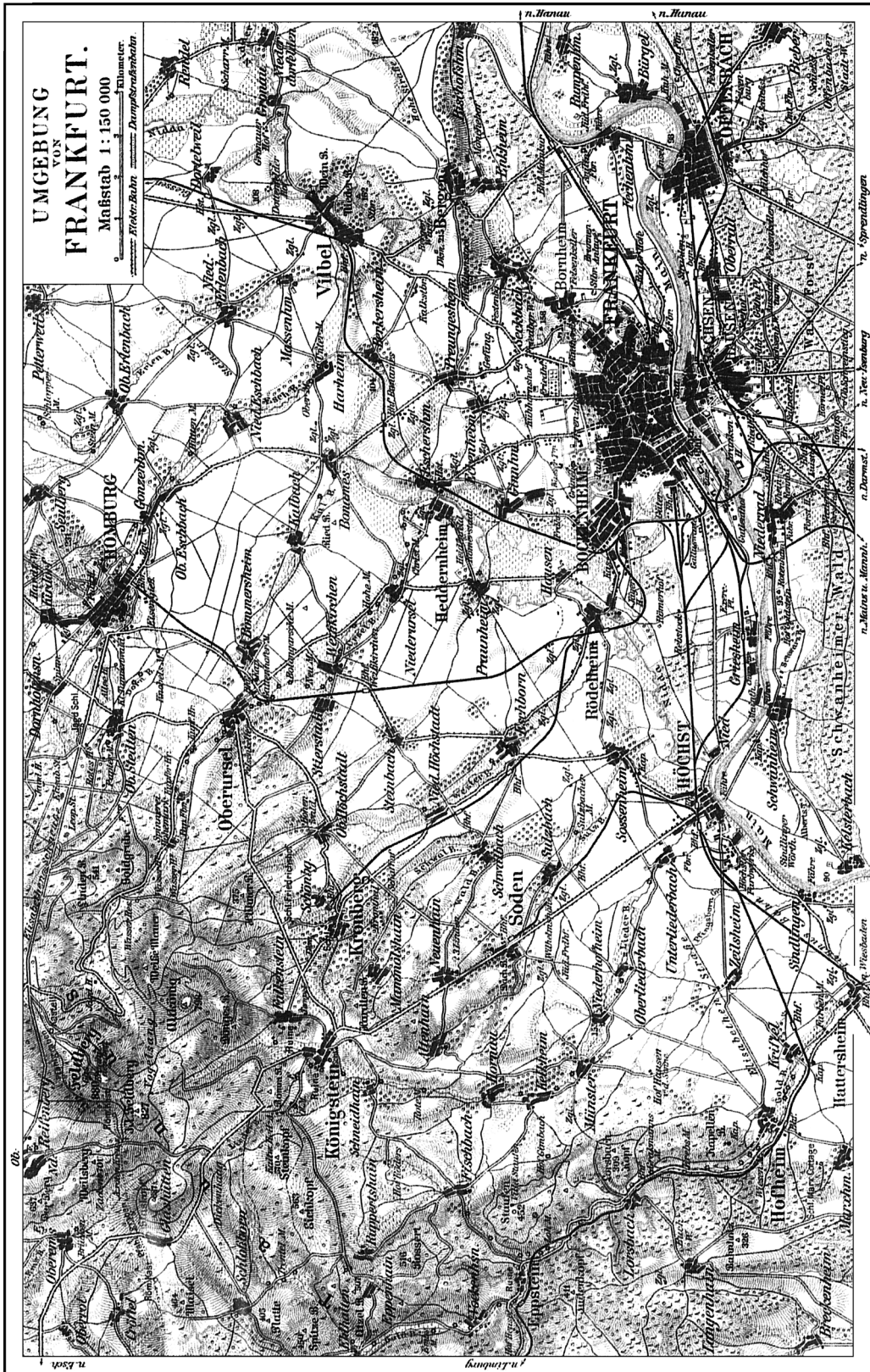
1900年には新たに40人の子供が財団の世話を受けることになったため年末の総数は233人に達し、アウアーバッハ、ベンズハイムなど近隣の施設に分散して収容されたが、徒弟は毎日曜日に遊びや歓談のためにフランクフルトの施設に集まり、好天のときには遠足を行った。財

第2表 フランクフルト5大財団の所有地面積および評価額 (1900~1915年)

	孤児院		聖霊施療院		ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団		一般慈善金庫		養老院	
	所有地面積 ha	評価額 万Mark	所有地面積 ha	評価額 万Mark	所有地面積 ha	評価額 万Mark	所有地面積 ha	評価額 万Mark	所有地面積 ha	評価額 万Mark
1900	ca450	—	605	229	—	—	284	—	—	—
1901	433	445	632	253	—	—	297	91	16	79
1902	ca535	—	624	261	—	—	304	109	15	75
1903	544	654	638	335	—	—	312	129	12	152
1904	558	657	639	346	498	185	322	154	—	—
1905	591	758	369	327	481	159	332	256	—	—
1906	617	833	372	337	477	146	333	257	8	129
1907	653	975	386	383	558	197	333	259	8	120
1908	651	977	428	436	598	225	346	288	—	—
1909	653	976	465	487	619	245	373	317	—	—
1910	715	1,270	490	550	654	277	382	333	—	—
1911	710	1,264	473	524	680	294	386	340	—	—
1912	709	1,262	478	544	687	301	385	348	—	—
1913	704	1,251	478	539	698	317	379	346	—	—
1914	703	1,250	488	—	700	336	—	—	—	—
1915	703	1,249	488	—	700	338	377	—	—	—

出典：Magistratsbericht 1899-1914.

地図1 フランクフルトと周辺地域 (1894年)



Meyers Konr.-Lexikon, 5. Aufl.

Bibliographisches Institut in Leipzig

Konr. Atlas v. Frankfurt a.

団の資産は以下の通りであった。1900年4月1日の資本勘定が906万1844マルク、準備勘定159万628マルク、1901年4月1日の資本勘定が910万9182マルク、準備勘定156万2393マルク、土地所有については1901年に面積432.5 ha、評価額は444万9655マルクであり、その比率は29.5%であった。³³⁾

孤児院は1870年の時点ではフランクフルトで最大の私的土地所有者(約2,000モルゲン)であったが、1873年に後の中央駅周辺のゲートロイトホーフ(1,208モルゲン)をヘッセン・ルートヴィヒス鉄道会社に売却した。この点は後に改めて取り上げるが、財団管理局は売却後直ちに代替地の獲得に乗り出し、まず1876年に後に小住宅建設用地となるヘラーホーフを購入し、続いて1888～1896年に郊外のプラウンハイムに168 ha以上の土地を購入した。しかし、地価が3年でモルゲン当たり900マルクから3,000マルクに上昇したため、孤児院は隣接する、なお以前の価格で提供されたエッシュボルの土地の購入に関心を移し、こうしてプラウンハイムの所有地をさらに郊外に向けて拡大した。所有地は農場として整備されて賃貸に出され大きな収入源となった。³⁴⁾

いくつか例を挙げると、1888年4月19日に孤児院管理局はプラウンハイムのノルデック・ツォア・ラーベナウ男爵が所有する地所(103.56 ha)を40万マルクで購入することを市有財産局に報告し、それに基づく4月24日の市参事会の提案が6月5日に市議会によって承認された。³⁵⁾ また、1892年6月22日に孤児院管理局は、プラウンハイム在住のアントン・オッターヴェークが所有する、プラウンハイム、ハウゼン、エッシャースハイム、ニーダーウルゼル、エッシュボルンに跨る地所(44.2 ha)を25万マルクで購入することを市有財産局に報告し、それに基づく7月12日の市参事会の提案は、財務委員会の検討を経て12月6日に市議会の承認を得た。³⁶⁾ 以上から財団の土地購入がすべて市参事会、市議会の承認を必要とする手続きを取っていることにも注意し

たい。

1900年に仲介人J・S・ヘスがプライヒ通り12番地の地所を売りに出したとき、孤児院管理局は直ちに手を挙げて182,500マルクで購入した。市が1901年にフランケンアレーに沿った鉄道路線と貨物置場の間の地所の開発に乗り出したときにも、財団はこの地区の所有地に関して公益的住宅建設会社フランケンアレー会社と地上権契約を締結した。さらに孤児院は20世紀初頭に郊外の土地購入を引き続き積極的に行った。³⁷⁾ この結果1910年の大合併直前の1910年3月31日の自治体別構成を見ると、プラウンハイム175.70 ha、カルバッハ115.11 ha、エッケンハイム69.72 ha、シュヴァンハイム68.34 ha、ベルゲン＝エンクハイム59.12 ha以下19自治体で合計714.98 haに達したが、フランクフルト市内は29.13 haにとどまっていることが分かる。³⁸⁾ こうして1913年秋に約704 haの土地と資産の評価額は1,780万マルクに達しており、孤児院はふたたび最大の私的土地所有者となったのである。³⁹⁾

(2) 聖霊施療院 (Hospital zum Heiligen Geist)

聖霊施療院は13世紀には存在し市民や貧民の治療と施設内救貧を行っていたが、19世紀後半になると医療事情は大きく変わった。人口の増加とともに各市区に他の病院も設立され、1881年にはザクセンハウゼンに市営病院が設立された。また1883年の疾病保険の導入により、聖霊施療院は使用人や手工業職人の無償での医療を放棄しなければならなかった。ふたたび自らの財産を利用して市から多額の補助金を受けない病院になった。聖霊施療院のベッド数は300だったが、市民病院などの他の施設の設立にもかかわらず人口増加により手狭であったため、すでに1868年にマインクーア所領に施療院が建設されていた。⁴⁰⁾

1900年初の入院患者数は169人、1901年初が141人、1900年のうちに新規入院患者2,965人、退院患者2,889人、死亡114人となってい

る。患者は1日平均190.36人で、平均入院日数は23.9日である。延べの入院人数69,483人のうち無料医療は36,902人で53.1%を占めた。支出総額は17万3503マルクであった。1901年3月31日の資産は有価証券、抵当資本、地代資本の帳簿価格339万4294マルクと所有地の評価額592万6952マルクを合わせて932万2177マルクであり、土地所有が総資産の63.6%を占めていた。財団にとって土地所有が如何に重要であったかが分かるであろう。なお、一般財団条例の変更に対する異議申し立ては州評議会(Provinzialrath)および県知事により却下され、1900年5月31日に聖霊施療院の管理局の局長にファレントラップ、副局長にザイデルが就任した。⁴¹⁾

第2表から20世紀初頭の土地所有面積と評価額の推移を見ると、1900年の時点で600haを超える所有地をもちその後も拡大していたが、1904年に約270ha減らしていることが分かる。これは大量の土地を売却したからである。フランクフルト市内東部のリーダーホーフを含む所有地を市に売却したことについては後に詳しく述べるが、ここでは化学企業カッセラ社にフェッヒェンハイムの所有地を売却したことに触れておこう。聖霊施療院は1897年にも引込線拡張のための用地をカッセラ社に売却していたが、1901年には工場拡張のためにフェッヒェンハイムにある37モルゲン(7.4ha)の所有地を32万5000マルクで売却した。それには工場の拡張とともに隣接地も農場としては適さなくなったという判断もあった。そして新たな保養地獲得のために売却資金でオーバーヘヒストシュタットのホーエンヴァルト所領を購入することを決定したのである。ここで注意したいのは、それが聖霊施療院自身の判断によるものだったと考えられることである。⁴²⁾ 郊外での新たな土地購入は市の指導に従ったというだけではなかったのである。実際聖霊施療院は、ホーエンヴァルト所領をフォン・ギンギン男爵の所有地から獲得しただけでなく、タウンスの別の所領をも購入や賃貸によって追加的

に獲得していた。⁴³⁾ こうして1910年の大合併直前の3月31日時点の自治体別の構成を見るとフランクフルト市内は26.45haとそれほど多くないが、オーバーヘヒストシュタット(101.77ha)を中心とするホーエンヴァルトの保養施設135.2ha、ヴィンデッケン63.54ha、フェッヒェンハイム51.32ha、ニーダーエアレンバッハ50.17ha、デルニヒハイム45.97haなど30自治体の合計で489.56haにまで回復していた。⁴⁴⁾

(3) ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団 (St. Katharinen- und Weißfrauenstift)

ザンクト・カタリーネン修道院とヴァイスフラウエン修道院は、1807年に救貧委員会から目的が同じという理由で統合を提言され1820年に実施されたが、金庫は分離したままで完全な統合は1877年まで先送りされた。その後1897年にはダルムシュタットのC・E・シュタルクの遺産を18万マルク受け取ったことにより財産を増やすことができ、収容者の数は1872年以来5倍になった。⁴⁵⁾

ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団は他の財団よりも市からの独立性が強かった。すなわち同財団は、1833年の財団条例によって財産がルター派信徒だけのために使われることになっていたため、市参事会によっても特別な地位を認められており、1883年の救貧条例に際しても、他の財団と違って余剰金を救貧局に納めることを免除されていた。前述のザルトリウスによる1899年の一般財団条例草案の鑑定に際しても、同財団は鑑定依頼に加わらずヴィースバーデンの地方委員会(Bezirksausschuß)に異議を申し立てるという別行動をとった。しかしこの申し立ても却下され、1899年の一般財団条例が発布されたことにより、同財団も徐々に市当局の管理を強く受けるようになった。⁴⁶⁾

こうした経緯もあり、ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団の財産・活動が市

参事会年次報告で記載されるようになったのは他の財団よりも遅く1903年度からで、管理委員会のメンバーに他の財団のようにファレントラップやザイデルが加わることもなかった。同年度の活動を見ると、修道女の籍は第一等級（年金900マルク）が17、第二等級（年金800マルク）が190で合計207であった。資産は、資本勘定518万5802マルク、準備基金27万2776マルク、土地準備金35万7763マルク、建設準備金63,619マルクで合計587万9960マルクであった。これに対して1904年3月31日の所有地面積は498.14 haで、その評価額は184万9917マルクであり、単純に計算すればその比率は23.9%となる。⁴⁷⁾

第2表によれば、所有地面積は1907年以降大きく増えており、聖霊施療院のオストエンド地区の所有地売却後は孤児院に次いで大きく、1914年には700 haに達した。アディケスの方針に従って郊外の土地を購入していたことはすでに触れた通りである。自治体別の分布を1910年の大合併直前の1910年3月31日の数字で見るとフランクフルト288.72 ha、ピショッフスハイム52.51 ha、クロンベルク51.19 ha、ペッターヴァイル43.86 ha、ボマースハイム32.31 haなど21自治体に及んでいた。⁴⁸⁾ レープシュトック所領やレーマーホーフは言うまでもなくフランクフルトに属するが、それらの土地の市への賃貸については後に改めて取り上げる。

(4) 一般慈善金庫 (Der Allgemeine Almosenkasten)

1833年の財団条例で一般慈善金庫は公共慈善残団のひとつとなったが、管理局メンバー9人のうち6人で慈善部門 (Spendesektion) を構成して在宅救貧全体を監督することになった。しかし、先に見たように、1873年4月9日のプロイセン法で1833年財団条例が無効となり、1875年10月5日および13日の新しい財団条例により財団への都市当局の監督権が明記され、さらに1883年1月26日の救貧条例 (Armenordnung) によって救貧行政が救貧局にまとめら

れる過程で慈善部は廃止されることになった。⁴⁹⁾ こうして一般慈善金庫の独立性は大きく掘り崩され、1883年救貧条例では維持された管理局による財団の財産管理にも市当局の干渉が及び、1900年8月24日に市有財産局が同年6月23日の市参事会決定に基づき一般慈善金庫の土地所有管理と結びついた仕事の処理を引き受けた。また、出納・帳簿業務、有価証券の保管・管理業務は、独立の管理機関として残った管理局 (Pflegeamt) から市中央金庫に委譲された。管理局が市有財産局と同じ建物に移動したことや管理者の一部の併任は象徴的な出来事であり、新たに設立された管理局は第二市長のファレントラップ、市参事会員ザイデルら5人のメンバーから構成された。そしてこうした管理の統合の結果、一般慈善金庫の所有地と市有地の交換や、売却や地上権契約に基づく譲与などの土地利用の連携が円滑に行われるようになった。⁵⁰⁾ 1901年3月31日時点の資産は263万2038マルク、準備基金が19万1211マルク、所有地の評価額は108万7036マルクであり、いずれも先述の3財団よりは少なかったことが分かる。⁵¹⁾

土地所有についても同様のことが言えるが、第2表から分かるように、それでも1900年の約284 haから1911年の約386 haへと約100 ha所有地を増やしている。他の財団と同じく1910年3月31日の自治体別分布を見ると、ニーダーエアレンバッハ72.76 ha、ドルテルヴァイル50.72 ha、ベルカースハイム39.92 ha、ボナメス34.18 ha、エッシャースハイム30.57 ha以下32自治体に土地を所有していたが、郊外に多くフランクフルト市内にはわずか7.77 haしか所有していなかった。この時期の都市建設に一般慈善金庫の名もときどき登場するが先述の3財団と比べると目立たないのは、このことと関係している可能性がある。⁵²⁾

(5) 養老院 (Versorgungshaus)

養老院は1816年に、市参事会と市民によって、すべてのキリスト教宗派の資産のないフラ

ンクフルト市民の養老・福祉施設の維持を目的として設立された。1821年に孤児院から市内のヴァイバーバウの地所を購入し、その後も1854年のハンメルスガッセ・ホーフなどの隣接地を買い足していたが、1859年にヴィーゼンヒュッテン男爵の寄進によって財産と所有地を大きく増やし、1871年にはJ・ブフラーから、74年にはJ・M・シュランブから10万マルクずつの寄付を受けた。土地の売買や郊外の地所の一元化を行っていたことも知られている。しかし、第2表からも明らかなように所有地面積は他の財団よりもはるかに小さく、しかも減少傾向にあったことが分かる。このため本稿が注目するフランクフルトの都市建設との関わりは小さかった。⁵³⁾

資産状況を見ると、1900年4月1日の収容者(Pfleglinge)は147名(男性62名, 女性85名), 1901年4月1日には145名(男性60名, 女性85名)であった。1900/1901年の抵当, 国家証券, 賃貸料, 寄付や贈与からなる収入は12万5980マルクであったのに対して, 支出は人件費を含めて10万4032マルクであった。1901年3月31日時点の資産は資本勘定363万4768マルク, 準備勘定87,610マルク, フランクフルトの村落の資本勘定25,161マルク, パッサヴァント夫人の遺産3,443マルク, シュランブ財団の財産10万7834マルク, 15.59 haの土地の評価額が79万1158マルクであり, 土地財産の占める比率は17%にとどまっていた。⁵⁴⁾

29) T. Bauer (2003), S.59; T. Bauer (2004), S.49, Anm.68. なお, 1フランクフルト・モルゲンは20aに相当する。

30) B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.95. 1913年における一覧によれば各財団の資産は, 孤児院1783万6000マルク(1903年1200万マルク), 聖霊施療院1515万3000マルク(1901年625万マルク), ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団1068万850マルク(1906年859万6400マルク), 養老院669万マルクと評価されている(ISG, MA, V210/II, Bl.67a)。

31) A. Schindling (1991), S.258, 311.

32) B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.98.

33) Magistratsbericht, 1900, S.773-774.

34) Magistratsbericht, 1896/97, S.510; 1898, S.663-664; G. Vogt (1979), S.93-94; T. Bauer (2004), S.50.

35) ISG, MA, V164/I, Bl.7-14; Mitt. Prot. StVV, 1888, S.172, 202, 209.

36) ISG, MA, V164/I, Bl. 40-46; Mitt. Prot. StVV, 1892, S.243, 379.

37) ISG, MA, V164/I, Bl.147, 156, 180, 185, 192, 197, 209, 224.

38) Magistratsbericht 1909, S.432.

39) G. Vogt (1979), S.94; T. Bauer (2004), S.50, 57.

40) B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.96.

41) Magistratsbericht, 1900, S.765-769.

42) ISG, MA, V195/II, Bl.52-3, 91-93; Mitt. Prot. StVV, 1901, §373, S.224; §744, S.374-375.

43) F. Lerner, L. Krämer und H. Lohne (1989), S.210. 孤児院の所領についても言えることであるが(G. Vogt (1979), S.94), 第一次大戦期に施療院の所領で生産された牛乳・鶏卵などはフランクフルトの食糧不足の緩和のために役立ったと言われている。

44) Magistratsbericht, 1909, S.427.

45) T. Bauer (2003), S.31-33, 44-45, 48, 59, 71; B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.97-98.

46) F. Bothe (1950), S.137, 145-148.

47) Magistratsbericht, 1903, S.808-809.

48) Magistratsbericht, 1909, S.435. Vgl. F. Bothe (1950), S.148-149.

49) H.-O. Schembs (1981), S.130, 143.

50) H. Gerber, O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), S.81-82; G. Vogel (1979), S.59-60; H.-O. Schembs (1981), 143-144; B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.95.

51) Magistratsbericht, 1900, S.776-778.

52) Magistratsbericht, 1909, S.434.

53) B. Müller und H.-O. Schembs (2006), S.98-99; C. Enders (1924), S.147-148.

54) Magistratsbericht, 1900, S.770-772.

5. フランクフルトの都市建設と財団所有地

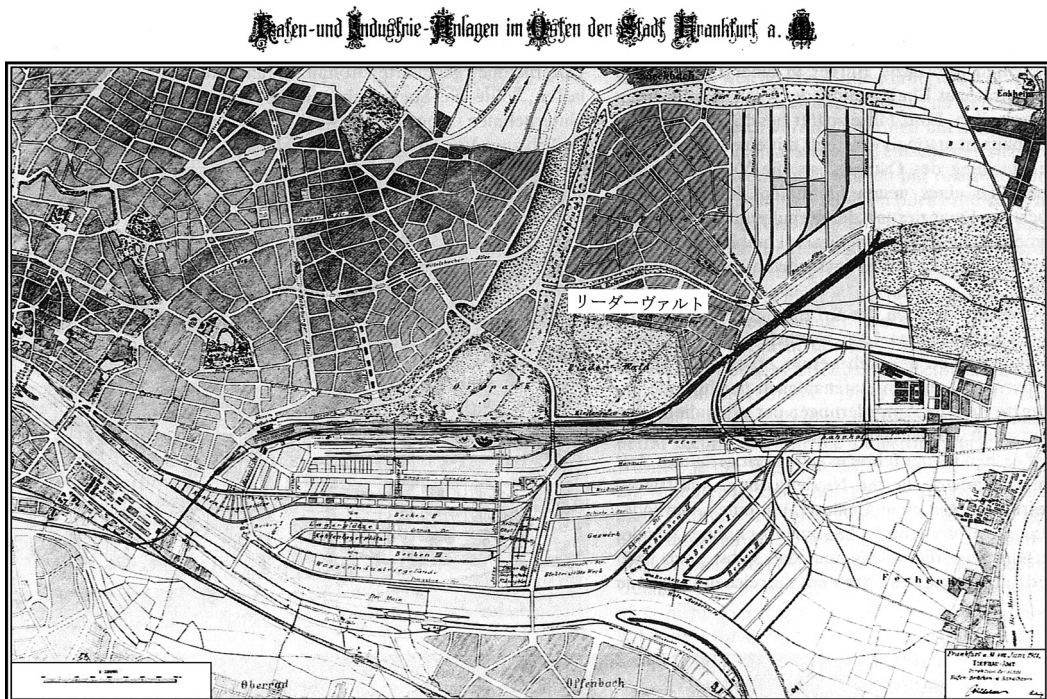
(1) 東河港（市による財団所有地の購入）

メイン河の改修と並行してフランクフルトは1886年に西河港に港湾施設、埠頭・軌道施設、倉庫などを完成させ開業したが、拡張の余地が小さかったため、市は1890年代から約4キロ上流のオストエンド地区に東河港を建設することを計画し、市参事会は1897年に市有財産管理局市有地特別金庫を、オストエンドの港湾、鉄道、堤防施設ならびに市内周辺部の建設計画を目的として設置した。そして1901年に市土木局が港湾施設の建設だけでなく、メイン河左岸地区を含めた一帯の交通・道路・橋梁の整備、さらに労働者・職員住宅の建設にまで及ぶ総合的な計画を作成し、1903年に専門家の同意を得た。計画が本格的に動き出したのは、1907年に土木局によって作成された「フランクフルト・アム・メイン市の東部における新商

業・工業河港の建設に関する報告」に基づいて同年4月30日に市議会で計画が承認されてからであり、1908/09年の冬から係船池の掘削がホルツマン社の手で始まり、同時にハーナウ街道・東駅の移動や河港駅、さらに工場や商店の建設が進められ、1912年5月23日に下流河港(Unterhafen)がまず開港した。⁵⁵⁾

本稿にとって重要な事実は、そのための用地として財団の所有地が活用されたことである。1899年の市参事会年次報告によれば、聖霊施療院はフランクフルト市域内に合計約288 haの土地を所有しており、それはリーダーホーフ(約165 ha)を中心とするリーダーヴァルト一帯の農場、耕地、森林からなっていた。⁵⁶⁾ 1903年12月28日付けの市有財産局から市参事会宛の文書によれば、交渉はかなり前から始まっており、聖霊施療院、ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団、孤児院、養老院の所有地を合わせた314.34 haが専門家に

地図2 東河港計画図(1911年)



Nähere Ansicht über Verlauf und Veranlagung der Industrie- und Lager-Plätze südlich am Quai des öffentlichen Hafens, Breitschloß, Frankfurt a. M. Ratkau: Sittler

出典: V. Rödel (1986), S.156.

よって973万5684マルクと評価されたが、そのうちの約9割に当たる279.16 haを所有する聖霊施療院が736万872マルク(1a当たり約264マルク)で市に売却する用意があることを表明した。市は7.52 haの市有地(45万1107マルク相当)を交換に聖霊施療院に売却することとし、差額の690万9762マルクを1904年4月1日から1914年4月1日まで10年かけて支払うことで合意した。⁵⁷⁾

市参事会は1904年1月29日に、オストエンド地区の市有地が43.6 haにすぎず、そのほか聖霊施療院以外の財団がこの地区に所有する土地もそれほど大きくないので、同地区で計画されている築堤、港湾、工業団地の建設のためには大規模な土地を所有する聖霊施療院からの土地を上記の条件で購入し、市有地を売却することが必要であり、そのための権限を市有財産局に与えることを市議会に提案した。⁵⁸⁾ 2月11日の市議会でこの提案が報告され、土木委員会で決定することが決議された。⁵⁹⁾

1904年3月29日の市議会で市参事会提案の承認が提案されて討議が行われた。進歩党のB・ガイガーはこれだけ巨額の支出を市議会が認めるのは稀であるが、市参事会の提案を承認することは適正であるとしたうえで、土木委員会が書面の報告を用意していないことを批判した。また、民主党のM・マイからは市参事会は東河港の計画を提示すべきであるという提案が出された。ガイガーの土木委員会批判に対しては進歩党のG・H・ゼーリガーから土木委員会の任務は価格が高すぎないかどうかを検討することだけなので書面の報告は必要ないという反論が出され、マイの提案に対しては市長のファレントラップが、計画ができれば提示するがまだ完成していないと応じた。そして市参事会の提案を市議会として承認することが決議された。⁶⁰⁾ これを受けて4月5日に市参事会で最終的に決議され、7月22日に市有財産局と聖霊施療院の管理局との間で土地交換契約が締結された。⁶¹⁾

こうしてオストエンド地区の開発のための用

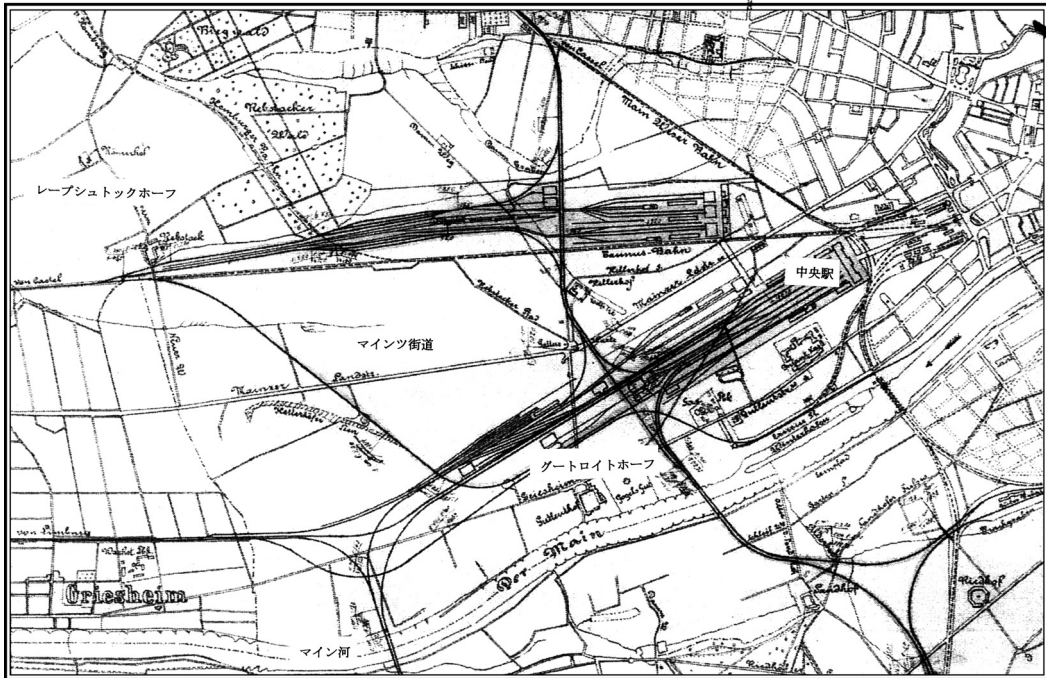
地が確保されたが、この取引やその条件が市の意向に沿ったもので財団側がそれに従わざるをえなかったことは、以下の事情から明らかである。第一に、工場や住宅の建設が時間をかけて行われることを理由として支払期間が10年に及び、しかも無利子であったこと、第二に、35万6000マルクと評価された聖霊施療院の所有地内にある建物が農地として利用されるためのものであるという理由で補償の対象とならなかったことがそれに当たる。⁶²⁾ また、財団管理局の局長は市長のファレントラップ、次長が市参事会員のザイデル、つまり市有財産局の幹部だったことも大きかった。⁶³⁾ 3月29日に市議会で土木委員会の報告に基づき討議が行われたことは先に見たが、その際ガイガーが交渉や購入協定が実現したのはしばらく前(1899年)の財団条例によって抵抗を排除することが可能だったからであると述べていることも、このことを裏付けていると言えよう。⁶⁴⁾

(2) レープシュトック飛行場(市による財団所有地の賃貸)

1900年にツェッペリン伯が操舵可能な硬式飛行船の飛行に成功して以来ドイツは飛行船の時代に入った。1909年7～10月にはフランクフルトで国際飛行船博覧会が開催され、それを受けて同年11月にドイツ飛行船株式会社(Deutsche Luftschiffahrt Aktiengesellschaft, DELAG)が設立された。⁶⁵⁾ 都市間、とりわけ大都市と温泉都市の間の定期路線の就航の準備も始まり、デュッセルドルフ、ケルン、バーデン＝バーデンで動きが活発化した。こうしたなかで上級市長アディケスが同社の監査役会委員長であったこともあり、フランクフルトでも対応が検討された。そして1910年5月26日に西部のレープシュトックに飛行船格納庫を建設することが市参事会から市議会に緊急提案され、⁶⁶⁾ 5月31日の市議会で長時間にわたる審議が行われた。当初は1909年に市が購入したシュヴァンハイムのゴルトシュタイン所領(約156 ha)が候補とされていた。その理由は、技

地図3 フランクフルト中央駅周辺地区 (1881年)

Centralbahnhof Frankfurt a/M.



出典: ISG, MA, V165.

術的制約から風向きに応じて飛行できるようにするための円形の格納庫の建設が必要とされたが、市内ではそのために十分広い土地が存在しなかったからである。ところが、一方向から飛行可能な四角形の格納庫からでも安全な着陸が可能になり、必要な土地ははるかに小さくてすむことが分かった。このため市内より近い新たな候補地として市内西郊のレープシュトックホーフが浮上した。⁶⁷⁾

但し、この土地は市有地ではなくザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団の所有地であった。このため、市はこの土地を30年期限で、最初の10年間は年額4,800マルク、次の10年間は年額7,200マルク、最後の10年間は年額9,600マルクで借りすることとし、財団の了解を得て市議会に提案した。ドイツ飛行船株式会社には最初の20年間は無償で使用させ、飛行場の建設と経営のための権利を与える

とされた。そして財団への補償金のほかに道路、柵、市街鉄道接続のために費用が加わり合計108,000マルクが必要とされたのである。この提案に対しては、提案が唐突にすぎること、広大な土地を30年間も民間会社に貸すことへの懸念、財団への補償の少なさなどに対する疑問が出され財務委員会での検討が提案された。これに対して、市参事会員メックバッハと同社の監査役会メンバーでもあったアディケスは、意図的に提案を遅らせたわけではなく、支出もそれほど巨額とは言えず、財団も歓迎しており、他の都市が動き出している以上、飛行船の将来性を完全に見通せないとはいえ飛行場の建設について決定を遅らせることはできないと反論した。議論は容易に収束しなかったが、低所得層も配慮した安い入場料の設定、地元の飛行技術協会の入場許可、会社が利用しない時期における運動場としての利用などの実現を条件と

して提案は最終的に承認された。⁶⁸⁾ レープシュトゥック飛行場は1912年に開港し1945年まで使用され、現在のフランクフルト国際空港(1936年開港)に受け継がれたが、フランクフルトがドイツ航空交通の要衝になる起点として重要な意味をもち、ここでも財団の土地が有効に活用されたことが重要である。⁶⁹⁾ 市当局は購入という形をとらなかったが、他の財団よりも遅れたとはいえザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団の財産管理に対する監督権を次第に強めた結果、財団の土地利用のあり方にも大きな影響力を行使することができたのである。

なお、レープシュトゥックホーフはシュルトハイス未亡人に賃貸されていた農場の一部であった。このため契約内容の変更が必要となったが、その内容は、1910年12月13日付けのザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団管理局のミッテンハイマーからシュルトハイス未亡人宛の書簡写しから知ることができる。それは以下のような内容であった。すでに予備交渉で告知したように1910年10月1日に飛行場建設のために38 haの土地を市に賃貸したので契約を解除する。残りの148.25 haの賃貸料は18,400 マルクである。契約解除に伴う補償金は1a当たり2.25 マルクで総額8,546 マルクとなるが、それ以外に約12 haの土地の鋤返しのための費用360 マルクが補償される。マインツ街道からの道や飛行場を囲む道の維持は市の将来の問題であり、未亡人の農場経営のためのこれらの道の利用権は残る。飛行場の危険に伴う火災保険料の割増金は市によって補償される。農地を鼠や害虫から守るのは市の義務である。狩猟権も経営と調和する限り維持され、市が認めるならば放牧権も委譲されるであろう。⁷⁰⁾ このように、財団による一方的な契約変更だったため、財団からの補償金や市による種々の便宜が講じられているのが分かるであろう。また、飛行場開設に伴って電力が利用できるようになったこともシュルトハイス未亡人にとって有利であった。⁷¹⁾

(3) 中央駅(以前の財団所有地の利用)

グートロイトホーフには、1283年に「グーデン・ルーデ(Guden Lude)」としてはじめて史料に現れるレプラ施療院と壁に囲まれた農場が存在し、フランクフルト市壁の西側に位置してグーテン・ルーデ見張台(後のガルスヴァルテ(Galluswarte))に隣接していた。レプラ患者の減少とともにグートロイトホーフは1531年に設立された一般慈善金庫に譲渡された。その後1835年に孤児院は上級所有権者である一般慈善金庫から7万グルデンで利用権を獲得したが、1869年からフランクフルトにも適用されたプロイセン法により上級所有権者は利用権者である孤児院に無償ですべての権利を譲渡しなければならなくなった。このため、1871年に7万グルデン支払うことでグートロイトホーフは孤児院の所有地となった。また、1872年に孤児院は所有地をホルツハウゼン家およびギュンダーローデ家との土地交換によって一元化し、建物を815グルデンで改築した。⁷²⁾

転機はそのすぐ後にやってきた。1873年に孤児院は、グートロイトホーフの建物と1,208 モルゲン(=241.6 ha)の土地をヘッセン＝ルートヴィヒス鉄道会社に215万グルデン(=365万5000 マルク)で売却したからである。1873年4月23日付け市参事会宛の孤児院管理局の文書によれば、契約内容は以下のものであった。グートロイトホーフの購入希望者は多かったが、同鉄道会社が最高値を提示し、地所の大部分を鉄道施設計画のために差し迫って必要としており、この計画は市にとっても望ましいことなので53の地所を一括して売却することにした。また、農場と周辺の土地の評価額は30万グルデンで毎年12,000グルデンの賃貸料を得ているが、合意された売却額は毎年少なくとも10万グルデンの利子収入を保障するので、この売却は財団にとって有利である。支払い条件については、市当局の承認と取引契約書の作成後直ちに15万グルデンの現金が支払われ、1874年2月22日に土地の譲渡が行われる。その後買い手はさらに50万グルデンの現

金を、1874年4月から1875年6月まで毎月1日に10万グルデンを現金で支払い、未払い分に対する利子がこれに加わる。売却に伴い1868年に締結された賃貸契約は解約されるが、借地人に対して20万グルデンの補償金を財団が支払う。市当局の承認が1873年6月1日までに下りない場合には契約は解除されるので迅速な承認を希望する。⁷³⁾

1873年4月25日の市参事会で承認された後、5月1日に市議会に提出され審議が行われたが、規模が大きかったため市議会と市参事会の混成委員会を立ち上げて問題を検討することになった。⁷⁴⁾ そして5月21日付けで検討結果が市参事会と市議会に報告されたが、そこで委員会は孤児院と鉄道会社の契約を撤回して、市が代わりにそれを引き継いで1,208モルゲンの土地を購入し、そのうちの120モルゲンをモルゲン当たり3,500グルデンで鉄道会社に売却することを提案した。これは鉄道目的の土地利用を妨害するものではなかったが、まだ計画全体が見通せないの、宅地、農地、街路などの多様な用途を留保するとともに、鉄道建設に伴う地価上昇によって購入資金の大部分を回収することを当て込んだものであった。孤児院はすでに決まっている購入条件を守り、ルートヴィヒス鉄道会社が了解していれば反対しないと回答しており、鉄道会社との合意が成立していることも付け加えられた。⁷⁵⁾ しかし、6月10日の市議会で詳細は不明ながら長時間の討議の後、混合委員会の提案は否決され、当初の予定通り孤児院の所有地はルートヴィヒス鉄道会社に売却されることになった。⁷⁶⁾ この売却によって孤児院は所有地を大きく減らしたが、毎年10万グルデンの利子を受け取るようになった。前の所有者である一般慈善金庫には43,000グルデンの分与金を支払うことになったが、⁷⁷⁾ 本来の活動領域でも扶養する孤児の数を増やすことができ、扶養額を20%引き上げることも問題なくできた。また、しばらくの間孤児扶養のための支出はこの利子で満たすことができた。1880年から中央駅の建設が始まったが、孤児院はさらに

20 haの土地を売却することによって売却益を獲得した。⁷⁸⁾ このほか中央駅の建設に際しては周辺の土地が収用されプロイセン政府によって補償金が支払われているが、市有地以外に、聖霊施療院、孤児院、ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団、養老院の所有地も収用の対象となった。⁷⁹⁾

フランクフルト中央駅は現在もドイツやヨーロッパの鉄道網の要衝をなしているが、以上から、その用地確保のために市や公共慈善財団の土地が提供されたことが分かる。とくに孤児院は大規模な所有地を売却して大きな利益を獲得するとともに、それをういてブラウンハイムをはじめとする郊外に所有地を増やし1907年にはふたたび最大の私的土地所有者となった(第2表を参照)。

(4) 住宅政策(地上権による財団所有地の利用)

①都市化の進展とともに住宅問題が発生し、様々な形態の住宅建設・住宅政策が実施されたことは改めて言うまでもない。当該期フランクフルトの住宅政策については多くの研究があるが、⁸⁰⁾ フランクフルトの住宅政策で特徴的だったのは、公益的住宅建設会社と地上権契約を締結して市有地を住宅用地として提供したことであり、財団の所有地がここでも一定の役割を果たした。すなわち、ドイツで最初の地上権契約はザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団とフランクフルトの「小規模住宅建設株式会社」との間で1899年11月に締結されたものであり、財団が所有する市内西部のマインツ街道沿いの175.79aの土地を1901年1月1日から80年期限で年額2,575.32マルクを年4回に分けて賃貸することになっていた。住宅建設計画は資金的困難に直面したが、カッセルのヘッセン＝ナッサウ州保険金庫から2回にわたり合計135万マルクの貸付を得ることができたため、1901～1909年に73棟348戸の小住宅が建設された。⁸¹⁾ 財団の所有地ではあったが、アクセスの強い意向と財政的支援が背後にあったこと

は明らかであり、目的に応じて財団の土地が市有地に準ずるものと位置づけられていたことがこの事実からも伺われる。

②フランケンアレー株式会社は市と密接に連絡を取りながら設立されたが、市と孤児院が西部工場地区のフランケンアレーに所有する21.75aの土地について60年期限の地上権契約が締結された。同社の資本は、市が買戻権をもつ株式資本52万マルクに加えて市が保証を引き受けた4%の利付き社債210万マルクからなっており、家賃水準にも市は影響力を行使した。設立から経営にいたるまで市が強力な梃子入れをしたことが分かる。そして76棟545戸が建設され、そのうち154戸については市の官吏・労働者に優先的に賃貸された。これもまた、市が積極的に推進する住宅建設に市の意向に沿う形で財団の土地が使われた事例である。⁸²⁾

③個人への土地提供も行われた。すなわち、1903年に聖霊施療院が所有するノルトエンド地区の宅地についてフランクフルト市の官吏と教師に対して地上権が設定され、建設資金の90%が財団から年利3.5%で提供された。⁸³⁾ 地上権は住宅建設会社だけでなく個人に提供されることも多く、官吏と教師はひとつのカテゴリーをなしており、⁸⁴⁾ そうした返済能力があると考えられた個人に対して財団が土地と建設資金を貸与していたことは興味深い事実である。

55) V. Rödel (1986), S.155–162; W. Forstmann (1991), S. 400–410; J. R. Köhler (1995), S.187–195, 206–213; 森宜人 (2003); 馬場哲 (2004), 138–139頁。

56) Magistratsbericht, 1899, S.682.

57) ISG, MA, V195/III, Bl.6.

58) ISG, MA, V195/III, Bl.10. 他の財団の所有地は孤児院の19 ha, ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団の14.6 ha, 養老院の1.5 haであり、それ以外に若干の個人所有地があった。すでに1898年に関係財団と市の共同で価格の見積りを行うことが市と聖霊施療院の管理局の間で合意されていた。市参事会年次報告を見る限り、

聖霊施療院以外の財団所有地がこのとき市に売却されたことは確認されないが、パウアーによれば、ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団は1904年末に16 ha以上の地所をオストエンド地区の巨大計画のために市に売却した (T. Bauer (2003), S.69)。

59) Mitt. Prot. StVV, 1904, §126, S.92–94.

60) Mitt. Prot. StVV, 1904, §310, S.211–212. 議員の所属政党はK. Maly (1995), S.660–661による。

61) ISG, MA, V195/III, Bl.14a.

62) ISG, MA, V195/III, Bl.10.

63) Magistratsbericht, 1904, S.XII, 812–813.

64) Mitt. Prot. StVV, 1904, §310, S.211.

65) D. Rebentisch (1975), S.151; M. Kutscher (1995), S.24–38.

66) K. Maly (1995), S.152.

67) Bericht über die Verhandlungen d. StVV, 1910, S.878, 882. レープシュトックホーフは19世紀初頭のフォン・ダルベルクの支配下ではザンクト・カタリーネン修道院の「最も重要な」所有地で、他の所領が永代借地だったのに対して、期限付きで借地に出されていた (F. Bothe (1950), S.101)。

68) Bericht über die Verhandlungen d. StVV, 1910, S.878–893.

69) M. Kutscher (1995), S.41, 66–67.

70) ISG, Akten des St. Katharinen-u. Weissfrauenstifts, Akten und Bücher vor 1945, 561 Hof Rebstock (Verpachtung) 1883–1915, Bl.104. ルイス・シュルトハイスは1883年からレープシュトックホーフを賃借りしていた。1900年の借地契約では、フランクフルト市内の約183 haを中心として合計約205 haの土地をザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団から借りており、1906年に未亡人が受け継いでいた (Ebenda, Bl.14, 26. Vgl. F. Bothe (1950), S.137)。

71) ISG, Akten des St. Katharinen-u. Weissfrauenstifts, Akten und Bücher vor 1945, 561 Hof Rebstock (Verpachtung) 1883–1915, Bl.111.

72) G. Vogt (1979), S.93–94; W. Moritz (1981), S.61, 63, 65, 70; T. Bauer (2004), S.49. 1830年頃ザンクト・カタリーネン修道院もグートロイトホーフの購入を計画していた (F. Bothe (1950), S.113)。

73) ISG, MA, V165, Bl.31–33.

- 74) Mitt. Prot. StVV, 1873, §254, S.190-191; §260, S.194; §262, S.197-198.
- 75) ISG, MA, V165, Bl.45-51.
- 76) Mitt. Prot. StVV, 1873, §354, S.283.
- 77) Mitt. Prot. StVV, 1873, §416, S.345.
- 78) G. Vogt (1979), S.93-94; H.-O. Schembs (1981), S.136; T. Bauer (2004), S.49.
- 79) ISG, MA, T563/II. 補償額は場所により1a当たり80~1,060マルクとかなりの幅があった。
- 80) F. Adler (1904); E. Cahn (1915); H. Krämer (1978); W. Steitz (1983); G. Kuhn (1998); 後藤俊明 (1995); 北村陽子 (1999); 馬場哲 (2004)などを参照。
- 81) ISG, MA, V226; Magistratsbericht, 1898/99, S. XIV-XV; 1899, S. XXIV; F. Adler (1904), S.98; E. Cahn (1915), S.47; R. Leuchs (1950), S.25, 28-29; H. Krämer (1978), S.144-147, 151; 馬場哲 (2009), 27頁, 注96. 1900年11月29日に小住宅建設株式会社から市参事会に提出されたこの地上権契約の案を見ると, 契約期間満了後の土地・建物の返還義務, 抵当設定や譲渡が可能であることなど地上権契約の基本的特徴を備えていることが分かるが, 労働者向けの小住宅建設が目的であることが明記され, 紛争の際の裁定者は市参事会となっているなど, 市の主導のもとで締結されたものであることを容易に読み取ることができる (ISG, MA, V226).
- 82) F. Adler (1904), S.111-113; E. Cahn (1915), S.41-43.
- 83) Magistratsbericht, 1903, S.797.
- 84) 馬場哲 (2009), 25頁, 第8表, を参照。

おわりに

本稿で取り上げた孤児院, 聖霊施療院, ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団は現在も独立の財団として存続しており, 一般慈善金庫も機能は公的福祉に吸収されたが財産管理は独自に続けている。養老院もヴィーゼンヒュッテン財団として活動を続けている。広大な土地所有や地上権による土地貸与も変わっておらず, 慈善活動と土地所有の関係は中世以来現在に至るまで連続と続いていると言える。⁸⁵⁾

本稿が取り上げたのはそのうちの一時期にすぎないが, それは官民の福祉事業の再編期であると同時に近代都市フランクフルトがその名に相応しい形姿を整える時期でもあった。民間の慈善団体は都市行政との結びつきを強めて次第にその介入を受け, 活動内容だけでなく財政的基盤である土地所有にまで市の意向が強く働くようになった。そして財団の所有地は港湾施設, 飛行場, 中央駅の建設地として市の都市建設計画に活用されたのである。そのほか財団は, これにも市の意向が絡むとはいえ住宅会社と地上権契約を締結して所有地を小住宅建設に役立たせた。また, 財団の土地は戦時には牛乳, 鶏卵などを市民に提供して食糧難を緩和する役割も果たした。しかし, 財団は市当局に一方的に利用されただけではない。アディケスは財団の土地を利用しただけでなく財団による所有地の拡大を促し財団もその方針を受け入れた。それは本来の活動のための財政的基盤の強化や二度の大戦後のインフレの克服に役立ち, 今日まで財団が存続することを支えたのである。

都市計画は, 住宅政策にしてもエネルギー政策にしても都市交通の運賃政策⁸⁶⁾にしても社会政策的な意図と効果を含んでいた。本稿が目にしたのは, 中世以来の慈善・福祉の担い手であった公共慈善財団が広大な土地を所有していることを通じてフランクフルトの近代都市への脱皮と深く関わりそれに大きく貢献したことである。明治期の東京にとって大名屋敷がもった意義と相通じる面もあるが, たんなる過去の遺物の活用にとどまらず本来の社会活動や財団自体の存続にも益するものだったことは, ドイツにおけるフィランスロピー活動の重要な特徴と思われる。

85) ザンクト・カタリーネン=ヴァイスフラウエン財団と孤児院は今世紀に入って通史を刊行しており (T. Bauer (2003); T. Bauer (2004)), 各財団のホームページからも沿革や現在の活動を知ることができる。URLは, 孤児院 (<http://www>).

waisenhaus-frankfurt.org), 聖霊施療院 (<http://www.hospital-zum-heiligen-geist.de>), ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団 (<http://www.st-katharinen-und-weissfrauenstift.de>), 一般慈善金庫 (<http://www.frankfurt.de>), 養老院 (<http://www.wiesenhuettenstift.de>) である。たとえば、ザンクト・カタリーネン＝ヴァイスフラウエン財団は現在もフランクフルト市内、タウヌス、マインタール、ヴェッテラウに約600 haの土地を所有しており、それが財団の経常収入を保証している。主要な収入源は地上権(99年)賃貸料であり、これに農地・菜園地の賃貸料と家賃収入が加わる。100年前の活動形態を受け継いでいることが分かるであろう。

86) 馬場哲(2011), を参照。

文 献

未公刊史料

Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main (=ISG).

Magistratsakten (=MA) T563/II, U745/III, 745/VIII, V164/I, V165, V195/II, V195/III, V210/II, V226.

Akten des St. Katharinen- u. Weissfrauenstifts, Akten und Bücher vor 1945, 561 Hof Rebstock (Verpachtung) 1883–1915.

公刊史料

An die Stadtverordneten-Versammlung. Bericht des Magistrates, die Verwaltung und den Stand der Gemeinde-Angelegenheiten (=Magistratsbericht) 1896/97–1914.

Mitteilungen aus den Protokollen der Stadtverordneten-Versammlung der Stadt Frankfurt am Main (=Mitt. Prot. StVV) 1873, 1888, 1892, 1901, 1904, 1909.

Bericht über die Verhandlungen der Stadtverordneten-Versammlung der Stadt Frankfurt am Main (=Bericht über die Verhandlungen d. StVV) 1910.

欧語文献

Adler, F. (1904), Wohnungsverhältnisse und Wohnungspolitik der Stadt Frankfurt a.M. zu Beginn

des 20. Jahrhunderts, Frankfurt am Main.

Bauer, T. (2003), Das Alter leben. Die Geschichte des Frankfurter St. Katharinen- und Weißfrauenstifts, Frankfurt am Main.

Bauer, T. (2004), Für die Zukunft der Kinder. Die Geschichte der Frankfurter Stiftung Waisenhaus, Frankfurt am Main.

Bothe, F. (1950), Geschichte des St.Katharinen- und Weißfrauenstifts zu Frankfurt am Main, Frankfurt am Main.

Cahn, E. (1915), Die gemeinnützige Bautätigkeit in Frankfurt am Main. Eine Übersicht, 2. Aufl., Frankfurt am Main.

Enders, C. (1924), Das Versorgungshaus im Frankfurt am Main 1816–1924, Frankfurt am Main.

Forstmann, W. (1991), Frankfurt am Main in Wilhelmscher Zeit 1866–1918, in: Frankfurt am Main. Die Geschichte der Stadt in neun Beiträgen, hrsg. von der Frankfurter Historischen Kommission, Sigmaringen.

Gerber, H., O. Ruppertsberg und L. Vogel (1931), Der Allgemeine Almosenkasten zu Frankfurt am Main 1531–1931, Frankfurt am Main.

Jahns, S. (1991), Frankfurt im Zeitalter der Reformation (um 1500–1555), in: Frankfurt am Main. Die Geschichte der Stadt in neun Beiträgen.

Koch, R. (2004), Das Hospital zum Heiligen Geist: 700-jährige Geschichte inmitten der Stadt Frankfurt am Main. Vortrag anlässlich des 40-jährigen Jubiläums des Krankenhauses Nordwest am 1. November 2003, Frankfurt am Main.

Köhler, J. R. (1995), Städtebau und Stadtpolitik im Wilhelmschen Frankfurt. Eine Sozialgeschichte (Studien zur Frankfurter Geschichte 37), Frankfurt am Main.

Krämer, H. (1978), Die Anfänge des sozialen Wohnungsbaus in Frankfurt am Main 1860–1914, in: Archiv für Frankfurts Geschichte und Landeskunde, Heft 56.

Kuhn, G. (1998), Wohnkultur und kommunale Wohnungspolitik in Frankfurt am Main 1880 bis 1930: Auf dem Wege zu einer pluralen Gesellschaft der Individuen, Bonn.

Kutscher, M. (1995), Geschichte der Luftfahrt in

- Frankfurt am Main. Von Aeronauten und Jumbo-Jets, Frankfurt am Main.
- Lerner, F., L. Krämer und H. Lohne (1989), Das Hospital zum Heiligen Geist. Grundzüge seiner Entwicklung, Kelkheim.
- Leuchs, R. (1950), 60 Jahre Aktienbaugesellschaft für kleine Wohnungen, Frankfurt a.M.: 1890–1950, Frankfurt am Main.
- Maly, K. (1995), Das Regiment der Parteien. Geschichte der Frankfurter Stadtverordnetenversammlung, Bd.II, 1901–1933, Frankfurt am Main.
- Moritz, W. (1981), Die bürgerlichen Fürsorgeanstalten der Reichsstadt Frankfurt a.M. im späten Mittelalter, Frankfurt am Main.
- Müller, B. und H.-O. Schembs (2006), Stiftungen in Frankfurt am Main. Geschichte und Wirkung, Frankfurt am Main.
- Ohrt, E. (1991), Frankfurt am Main im Früh- und Hochmittelalter, in: Frankfurt am Main. Die Geschichte der Stadt in neun Beiträgen.
- Rebentisch, D. (1975), Ludwig Landmann. Frankfurter Oberbürgermeister der Weimarer Republik, Wiesbaden.
- Rödel, V. (1986), Fabrikarchitektur in Frankfurt am Main 1774–1924. Die Geschichte der Industrialisierung im 19. Jahrhundert, Darmstadt.
- Sartorius, C. (1899), Die öffentlichen milden Stiftungen zu Frankfurt a.M. und ihr rechtliches Verhältniss zur Stadtgemeinde, Marburg.
- Schembs, H.-O. (Hg.) (1981), Der Allgemeine Almosenkasten in Frankfurt am Main 1531–1981, Frankfurt am Main.
- Schindling, A. (1991), Wachstum und Wandel vom Konfessionellen Zeitalter bis zum Zeitalter Ludwig XIV. Frankfurt am Main 1555–1685, in: Frankfurt am Main. Die Geschichte der Stadt in neun Beiträgen.
- Stadtbund der Frankfurter Vereine für Armenpflege und Wohlthätigkeit (Hg.) (1901), Die private Fürsorge in Frankfurt am Main. Ein Hand- und Nachschlagebuch.
- Steinohrt, V. (1903), Die Entwicklung des Armenwesens in Frankfurt am Main, Frankfurt am Main.
- Steitz, W. (1983), Kommunale Wohnungspolitik im Kaiserreich am Beispiel der Stadt Frankfurt am Main, in: H. J. Teuteberg (Hg.), Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert: historische und geographische Aspekte, Köln.
- Vogel, L. (1934), Geschichte der ehemaligen Stadtkämmerei Frankfurt am Main, 1825–1926, Frankfurt am Main.
- Vogt, G. (1979), Stiftung Waisenhaus Frankfurt am Main 1679–1979, Frankfurt am Main.
- Weitensteiner, H. K. (1976), Karl Flesch - Kommunale Sozialpolitik in Frankfurt am Main, Frankfurt am Main.
- 邦語文献
- 小倉欣一 (2007) 『ドイツ中世都市の自由と平和: フランクフルトの歴史から』 勁草書房.
- 北村陽子 (1999) 「第二帝政期フランクフルトにおける住宅政策と家族扶助」 『史林』 第82巻第4号.
- 後藤俊明 (1995) 「1920年代後半ドイツにおける社会的住宅建設の展開: フランクフルト・アム・マインの事例を中心に」 『商学研究』 第39巻第1号.
- 馬場哲 (2000) 「フランクフルトのヘヒスト合併: 大都市の拡張と地域の再編」 『社会経済史学』 第66巻第1号.
- 馬場哲 (2004) 「第二帝政期ドイツの上級市長: F. アディケスの都市政策と政策思想」 今井勝人・馬場哲編著『都市化の比較史: 日本とドイツ』 日本経済評論社.
- 馬場哲 (2009) 「19世紀末～20世紀初頭のフランクフルト・アム・マインにおける土地政策の展開: ドイツ『社会都市』の歴史的意義」 『経済学論集』 第75巻第1号.
- 馬場哲 (2011) 「『生存配慮』と『社会政策的都市政策』: 19世紀末～20世紀初頭ドイツの都市公共交通を素材として」 『歴史と経済』 第211号.
- 森宜人 (2003) 「ドイツ近代都市における自治体給付行政とその諸問題: フランクフルト・アム・マインにおけるオストエンド・プロジェクトを事例に」 『一橋論叢』 第129巻第6号.
- 付記: 本稿は平成21年度～平成23年度科学研究費補助金基盤C (課題番号215330332) に基づく研究成果の一部である。

[東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授]